

遺産分割調停の流れ

遺産分割調停は、以下の流れで進行します。どれかを飛び越えたり、複数のを同時に扱うことはせず、順を追って調停を行いますので、相続人のみなさんにおかれましても、この順番を守っていただき、調停の進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

①相続人にあたるのは誰か

相続関係図を確認し、相続人に漏れはないか、また相続人に含まれることに疑問の余地のある人はいないか、検討してください。

②遺言書はあるか

③遺産分割の協議書はあるか

④遺産となるものの範囲はどこまでか

遺産目録を確認し、被相続人の遺産が目録に記載されたものすべてであるか検討します。過不足を主張したい場合には、根拠となる資料を添えて主張をしてください。なお、裁判所が遺産探しをすることはありませんのであらかじめご了承ください。

⑤遺産の現状はどのようになっているのか

④の遺産の管理利用状況について教えてください。

⑥遺産をどのように評価するか(何に基づいて評価するか)

④の遺産がどれくらいの価値をもっているか決めます。固定資産評価証明書、残高証明書、相続税申告書等が参考となります。

⑦具体的分割についての話し合い

①から⑥までで決まったことをもとに、誰が何をどれだけもらうかを決めます。

(注)

⑦の具体的分割についての話し合いは、①から⑥が決まって初めてできるものです。遅くとも第5回調停期日(事案や皆さんの協力により、もっと早くなることもあります。)からは⑦の話し合いに入ることができるよう、①から⑥の事項の確定を最優先に考えて調停に臨んでください。